

平成27年（行ツ）第214号，第220号，第224号，第236号，第237号，第239号，第246号，第253号，第257号～第259号，第263号，第264号，第267号，第268号，第270号，第278号，第280号
選挙無効請求事件

判 決 理 由 骨 子

平成26年12月14日施行の衆議院議員総選挙時において，公職選挙法13条1項，別表第1の定める選挙区割り，同法等の改正によるいわゆる0増5減の措置の対象とされた県以外の都道府県について，改正前の区割基準に基づいて配分された定数の見直し及び改正後の区割基準に基づく再配分がされておらず，これを主な要因として選挙区間の選挙人数の最大較差が1対2.129となる投票価値の較差が生じ，較差2倍以上の選挙区も13存在したことなどに照らすと，平成24年選挙時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものではあるが，憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず，これらの規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできない。

国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり，投票価値の平等が憲法上の要請であること等に照らせば，より適切な民意の反映が可能となるよう，国会においては，今後も，衆議院に設置された検討機関において行われている投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直しを内容とする具体的な改正案の検討と集約が早急に進められ，区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべきである。

（補足意見，意見，反対意見がある。）